

令和7年度第2回品川区障害者差別解消支援地域協議会 議事要旨

開催日時	令和8年2月13日（金） 午後10時～正午				
開催場所	品川介護福祉専門学校 特別講義室				
出席者	近藤会長	中村副会長	木下委員	中村委員	市川委員
	榎本委員	八束委員	奥田委員	前田委員	田島委員
	島委員	中山委員	原委員	佐藤委員	武田委員
	紙子委員				
欠席者	吉澤委員	鴨志田委員	島崎委員	大胡田委員	三輪委員
	庄田委員				
議題	1 開会 2 議事 （1）普及啓発活動について（活動報告・今後の方向性） （2）事例検討に係る手続きの運用について （3）障害者差別解消法ハンドブックの改訂にあたって （4）事例検討 3 閉会				
配付資料	資料 1 委員名簿 資料 2 障害者差別解消に係る相談対応フロー 資料 3 障害者差別解消法ハンドブックの改訂について 参考資料1 エシカル消費イベント当日配布チラシ 参考資料2 障害者差別解消法ハンドブック（第4版・概要版）				

1 開会

- 事務局 挨拶
- 委員紹介

2 議事

（1）普及啓発活動について（活動報告・今後の方向性）

近藤会長	<p>それでは議事1「普及啓発活動について（活動報告・今後の方向性）」に入ります。まず、今年度の活動報告について説明いたします。</p> <p>令和7年11月に「エシカル消費イベント」で活動を行いました。この取組みについて共有いたします。委員のみなさまにもご協力をいただき、品川区の五反田産業文化施設（CITY HALL & GALLERY GOTANDA）で開催された「エシカル消費イベント in しながわ」にて、令和7年11月16日（日）の午前10時から午後2時まで、普及啓発活動を実施いたしました。</p> <p>もともと協議会では、障害のある方に限定したイベントではなく、一般の区民の方や企業・事業者の方々を対象として普及啓発を行っていく方向性について議論してきました。</p> <p>このイベントの主催は品川区消費者センターでしたが、来場していた出店者のみなさまは一般の事業者の方々でした。</p>
------	--

	<p>内容としては、いわゆるエシカル消費と呼ばれるもので、消費者が社会的課題に気づき、消費行動を通じて持続可能な社会を目指していくという考え方です。今回は障害そのものに関する内容ではありませんでしたが、持続可能な社会を目指すという点では通じるところがあると感じました。</p> <p>このエシカル消費をテーマとしたイベントにおいて、区民のみなさまや事業者のみなさまに対して、私たちから理解啓発を行いました。約20の事業者が出店されていました。</p> <p>来場者の方々には、委員のみなさまのご協力のもと、ビラ配布のような形で資料をお渡しし、交代しながら対応していました。私は最初から最後まで会場におりましたので、主に出店者のみなさまのブースを回り、品川区の取組みを事業者の説明をさせていただきました。</p> <p>事業者の中には、「福祉事業にも携わっています」というお声をいただく方もおられました。内容はエシカル消費が中心でしたが、その周辺には福祉に関心を持つ事業者の方が一定数いらっしゃるのだと分かりました。</p> <p>当日は、会長・副会長を含め、協議会委員から12名が参加し、代理の方もお越しくくださったと伺っています。</p> <p>このときに配布した資料は、参考資料1および参考資料2としてお配りしているハンドブックとチラシになります。みなさまのご尽力により、260部を配布することができました。区民の方だけでなく事業者の方にもお渡ししました。一部の事業者の方からは「自分たちのブースに置いてください」とのお申し出をいただき、ハンドブックとチラシを山積みにして来場者に説明してくださった方もおられ、大変ありがたく感じながら参加していました。以上が本年度の活動報告になります。</p> <p>ここで、みなさまからイベント当日のエピソードや、次年度に向けてこうした取組みをしてはどうかといったご意見がありましたら、ぜひ伺いたいと思います。特に参加されたみなさまには、当日のエピソードなどを共有していただきたいですし、参加されていないみなさまからも、質問や次年度の活動方針に関するご意見をいただければと思います。それでは、委員のみなさま、いかがでしょうか。</p>
A委員	<p>あっという間に担当時間が過ぎてしまったという印象で、配布しながら私自身も楽しませていただきました。</p> <p>家族連れの方が多く来場されており、パンフレットに載っているサンリオキャラクターに注目して「欲しい」と言うお子さんがいたので、キャラクターがきっかけとなり受け取ってもらえたのではないかと思います。</p> <p>ただ、「先ほどもらいました」という方もいらっしゃったので、違うアプローチもできれば良いと感じました。例えばティッシュのように、人が集まりやすいものにチラシを少し挟むといった工夫も良いのではないかと考えました。</p>
近藤会長	ありがとうございます。グッズを増やしていくということですね。
A委員	そうですね。

近藤会長	<p>確かに、パンフレットなどにQRコードを入れてリンクにつなげられるようにすると良いですね。ありがとうございます。</p>
B委員	<p>11月は本当にお疲れさまでした。私は朝一番の担当で1時間参加しましたが、エシカル消費イベントに初めて行ったこともあり、どのようなお客様が来るのか、どういうイベントなのか分からないまま臨みました。</p> <p>実際には小さいお子さん連れのご家族がとても多く、サンリオキャラクターを用いた配布物があって良かったと感じました。これがなかったら、子どもはまず受け取らず、親御さんも手に取ってくださらなかったと思いますので、挟んでいただけたのは良かったです。</p> <p>朝一番だったため人出が少なく、あまり多く配れませんでした、「どうぞ」と差し出すと、みなさま必ず受け取ってくださり、「要りません」と断られることはありませんでした。ただ、「さっきいただきました」という方も多くいました。</p> <p>障害や差別といったテーマは少し重い印象があるため、明るくポップに受け取っていただけるよう工夫が必要だと感じました。</p> <p>また、来場者の多くがお子さん連れで、ティッシュは大人には喜ばれますが子どもには響きません。客層を分析したうえで、景品や配布方法の工夫が必要だと思います。お子さんは風船が大好きですし、費用も大きくかからないので、風船のようなものがあると良いのではないかと感じました。</p> <p>出店されていたブースはとてもおしゃれに作られており、大変感動いたしました。私自身、みなさまと一緒に協議を行うだけでなく、このように現場と一緒に活動させていただいたことで、みなさまとの一体感といいますか、「一緒にやった」という体験が得られ、とても楽しく、良い経験になりました。みなさまとの仲間意識といいますか、距離がより近くなったように感じました。</p> <p>そのため、私はぜひもう一度参加したいと思っています。また、エシカル消費のイベントは屋根があったため天候に左右されず、とても良かったです。また、「運河まつり」というイベントがあり、そちらに出店しないかとお声がけをいただいておりますので、もしよければご一緒にというご提案はさせていただきます。</p>
近藤会長	<p>ありがとうございます。生き生きとご説明いただいております、お話のとおり雰囲気でした。</p> <p>確かにお子さんのお話もありましたが、風船があると良いですね。大人にはティッシュのようなものが喜ばれるかと思いますが、風船に何か付けてお渡しするのも良いのではないかと思います。イベントに合わせたグッズの工夫が考えられると思います。</p> <p>また、運河まつりについても、来年度に向けて検討したいと思います。運河まつりは規模の大きいイベントで、一般向けの催しと伺っておりますので、ぜひ前向きに考えられればと思います。ありがとうございます。</p>
C委員	<p>当日、昼の回に参加させていただきました。今回のイベントが良かったと感じたのは、当事者や家族、関係者に限らず、本当に地域の方々がふら</p>

	<p>っと来られるイベントだった点です。自然な形で活動の目的が果たせたのではないかと思います。</p> <p>印象としては、イベントの一部として手に取られる方も多かったように思いますが、みなさまがおっしゃっていたように、サンリオのキャラクターが手に取りやすく、すべての方が私たちの願う理解にたどり着かなくても、何かしらの気づきにはつながったのではないかと感じました。その中から意識してくださる方や、気づきを持つ方が生まれていれば、非常に意味のある取組みだったと思います。</p> <p>今後の出店先については、障害者団体のイベントなども多くありますが、今回のように各ブースにガイドブックやハンドブックを置いていただけるとはとても良いことです。一方で、今回のイベントのように、あえて違う角度から参加し、普及啓発につなげていくことも、とても良いのではないかと感じました。運河まつりもまさにその一つだと思います。</p>
近藤会長	<p>ありがとうございます。みなさま、サンリオのキャラクターの効果がすごいですね。本当に、これを使わせていただいていることの効果が大きいということが、みなさまのご意見からよく分かりました。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。参加された方でも、参加されていない方でも、来年度に向けたご意見がありましたら、ぜひお願いいたします。</p>
中村副会長	<p>中村です。3点あります。1点目ですが、このチラシは、今回、施策推進課の方に作っていただいたものです。こうした資料は文字ばかりになりがちですが、イラストが多く入っていて、とても見やすいです。今後、このチラシは継続的に、持続的に配布する資料として活用される予定なのでしょうか。これが1点目です。</p> <p>2点目は、近藤会長、本当にお疲れさまでした。当日、エシカル消費イベントの日は、会長が海外出張から帰国された当日で、昼夜が逆転しているような状態だったにもかかわらず、最初から最後まで対応していただきました。ありがとうございました。</p> <p>3点目は、ケーブルテレビ品川の撮影クルーが来ていたことです。私からぜひ障害者差別解消法の告知をしてほしいとお願いし、撮影していただきました。実際に3本ほど、3パターンくらい撮影し、ケーブルテレビで放送されたようです。ご覧になった方はいらっしゃいますか。実際に流れたのか確認したかったところです。</p> <p>3回か4回撮影し、その中から尺に合うものを使っていただけというお話でした。</p> <p>パンフレット配布やイベントで直接声をかけることも大切ですが、大きなメディアで取り上げてもらうことも、今回のイベントの良かった点の一つだったと思います。</p>
近藤会長	<p>ありがとうございます。副会長として重要な役割を担ってくださり、感謝いたします。このチラシは、素晴らしい出来で、本当に分かりやすいと私も配りながら感じていました。</p> <p>ただ、今日はみなさまのご意見を伺い、さらに「かわいさ」を加えていく</p>

	<p>必要性を感じましたので、今後工夫していきたいと思います。</p> <p>イベント当日ですが、朝一番に羽田に着き、そのまま会場に来たため、時差ぼけがひどい状態でした。ケーブルテレビ品川の撮影も声をかけてくださったとのことで、ありがとうございます。本当に重要なお仕事をしていただき、感謝しております。時差ぼけがひど過ぎて、何テイク撮ったのか分からないほどで、舌が回らず大変失礼いたしました。ですが、もし放送されていたのであれば、とても良かったと思います。</p> <p>また、品川区役所の広報の方もお越しくださり、広報部門の方からもご挨拶をいただきました。区長もイベント終盤に登壇されお話しされており、さまざまな方からのバックアップがある会であると感じながら、私も参加しておりました。大変重要なお指摘をありがとうございます。</p>
D委員	<p>私もパンフレットを拝見しまして、とても分かりやすい資料だと感じました。</p> <p>既に過去の議論で出ているかもしれませんが、中学校や高校の教育現場にこういった資料を配布することはどうだろうかと考えました。多様な立場の紹介になり、将来の医療や福祉への理解を中学生や高校生に深めてもらう良いきっかけになるのではないかと思います、ご提案をさせていただきました。</p>
近藤会長	<p>ありがとうございます。とても良い案だと思います。配布先についてですが、事務局から補足していただけますか。学校にも配布しているのでしょうか。</p>
事務局	<p>この後のハンドブック改訂に関する資料でも触れる予定ですが、現在の主な配布場所は、区役所内の窓口、区立施設、各地域センター等の窓口です。また、各種イベントでも配布しています。</p>
近藤会長	<p>補足ありがとうございます。確かに、学校でさまざまな資料が並んでいる場所に、このパンフレットが置かれていても良いのではないかと感じました。ぜひ配布のご検討をお願いいたします。</p> <p>また、病院や福祉系のパンフレットが置いてある場所にも、ぜひご協力をお願いできればと思います。</p> <p>先ほど、運河まつりの案をいただきましたが、開催時期は何月でしたでしょうか。</p>
B委員	<p>4月と10月です。</p>
近藤会長	<p>4月と10月。年2回開催されるということですね。4月は少し日程的に間に合わないかもしれませんが、10月については検討できるのではないかと思います。</p> <p>ただ、エシカル消費のイベントはとても良かったので、来年度も1回はエシカル消費イベントを実施できればと考えています。</p> <p>運河まつりについては、まずコミュニケーションの機会を持つところか</p>

	<p>ら始めるのが良いのではないかと思います。</p> <p>今回のエンカル消費イベントでは、事務局から実施担当である消費者センターや運営事業者と多く調整を行っていただきました。</p> <p>先ほど、出店ブースがとてもおしゃれだったとありましたが、実はデザイン面で一定のレギュレーションがあったと聞いています。</p> <p>そのため、事前準備や調整が多く必要だったのですが、差別解消の趣旨でブースを設け、出店事業者のみなさまと事前にコミュニケーションを取ること自体が、事業者側にとっても大きな啓発につながったのではないかと思います。丁寧に対応していただけたことは、とても良かったと感じています。</p> <p>2回目の取組みを重ねることで、さらに理解が深まり、場合によっては情報保障などにも踏み込んでもらえる可能性もあると思います。今後もさまざまな形でコミュニケーションを深めていければと考えています。</p> <p>ほかにも、運河まつり以外に、このイベントも良いのではないかとのご意見がありましたら、来年度に向けていただければと思います。</p>
E委員	<p>9月の第4週あたりに「ふくしまつり」というイベントを、この中小企業センターで開催しています。中央公園でスポーツの祭典と同時に実施しており、大変にぎわうイベントです。</p> <p>ふくしまつりの窓口は、社会福祉協議会のボランティアセンターと実行委員会の形式で運営していますので、もしブースが確保できれば参加可能かと思います。ただし、ブース数が多く調整に時間がかかる状況です。</p> <p>なお、以前は9月第2週に開催していたのですが、暑さのため日程を後ろにずらし、昨年は第4週に実施しました。しかし、それでも結局暑かったという状況でした。</p> <p>そのような形ではありますが、区内のさまざまな団体が参加する大きなお祭りであり、会場としては十分に活用できる場だと思います。実行委員会がすぐに立ち上がるため、出店調整の時期など細かい点はまだ分かりませんが、検討の余地はあると感じています。</p>
近藤会長	<p>ありがとうございます。この「スポーツの祭典」というのは、どのような内容のイベントなのでしょう。</p>
F委員	<p>どちらかという、障害のある方が楽しめるスポーツを実施するイベントです。以前は風船バレーを行ったり、視覚障害の方が「自転車に乗ってみたい」ということで、二人乗り自転車を用意したりしました。</p>
B委員	<p>昨年、この会場内では、スポーツセンターでボッチャや風船バレーを行いました。</p>
F委員	<p>ハンドアーチェリーもありましたね。</p>
B委員	<p>はい。ほかにも、グラウンドでは車いすラグビーやテニス、車いすテニスなどを行っていました。スポーツ推進課が主催する内容です。</p>

近藤会長	<p>そうすると、どちらかというと事業者向けというより、当事者の方々に窓口の存在を知っていただくような位置づけになる感じでしょうか。</p> <p>その場合、ブースの調整が難しいようであれば、チラシを置いていただくだけでもありがたいと思います。</p> <p>いただいたご意見としては、運河まつりの4月・10月のうち、10月が良さそうだという点と、ふくしま祭りや中央公園でのスポーツの祭典についても、ブース出展またはチラシ配布などを検討できるのではないかとというアイデアがありました。来年度の啓発活動につなげていければと考えています。ありがとうございます。</p>
------	--

(2) 事例検討に係る手続きの運用について

近藤会長	<p>それでは、続きまして議事2「事例検討に係る手続きの運用について」に移ります。</p> <p>事務局より資料2の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>資料2は、令和5年度および令和6年度の協議会、また前回の夏の協議会での議論を踏まえ、相談対応をフロー図として整理したものです。概要を説明いたします。</p> <p>まず、相談者からの相談を受け付ける窓口は、障害者施策推進課、もしくは関係機関の場合もあるかと思いますが、ここでは一旦、障害者施策推進課として整理しています。</p> <p>相談を受け付けた後は、まず「事業者等への対応が必要な場合」と「不要な場合」に分かれます。例えば、相談者から事業者に関する情報提供があったのみで、事例提供として扱う場合などは、事業者等への対応が不要なものとして整理されます。</p> <p>事業者等への対応が不要な場合には、特段の対応は行わず、そのまま地域協議会への情報共有案件となります。</p> <p>一方、事業者等への対応が必要な場合は、さらに「協議会で判断を要するもの」と「事務局で対応可能なもの」の2つに分類されます。</p> <p>事務局で対応可能なものとは、過去に類似事例がある場合や、特別に緊急性を要する場合などで、事務局が対応し、終結まで行います。</p> <p>協議会での判断が必要なものについては、緊急度にもよりますが、まず会長・副会長へ対応相談を行い、その上で相談者や事業者への対応を行い、対応終了後は「対応終結」となります。</p> <p>対応終結後の流れは、事務局対応の場合と協議会対応の場合で異なります。</p> <p>事務局対応の場合は、終結後に会長・副会長への情報共有を行い、地域協議会へ報告します。</p> <p>協議会対応の場合は、前回の協議会で議論した「承諾書の徴取」が関係し、相談者が事例検討結果のフィードバックを希望するかどうかで流れが分かれます。</p>

	<p>相談者が事例検討とフィードバックを希望する場合には、相談者から承諾書を徴取し、地域協議会で事例検討を行います。事例検討が完了したら、検討結果を文書で相談者へ返す流れとなります。</p> <p>一方、事例検討やフィードバックを希望しない場合は、情報共有のみにとどめます。</p> <p>いずれの流れであっても、最終的には「このような事例がありました」という形で、品川区のホームページに掲載することを想定しています。</p>
近藤会長	<p>ご説明いただきありがとうございます。この流れは昨年度まで整理を進めてきたものであり、その内容をより明確にするためのものです。特に協議会では、ある程度匿名化は行うものの、一般公開はしない形で、守秘義務を守りながら詳細な内容を精査します。</p> <p>そのため、いただいた事例の適切な取り扱い、相談者本人の同意確認などをしっかり行う必要があります。そうした点を明確化したということです。</p> <p>また、検討結果を相談者へどのように返すのかというフローについても整理しました。</p> <p>検討結果をどのように可視化するかという点が曖昧になっていたため、その部分を明確化し、承諾書までいただいた以上、結果についてもしっかりお返ししていく流れを明確にしております。</p> <p>会長・副会長による迅速対応については、私が会長になってから2回目のときに既にご許可いただいたものです。やはり迅速な対応が必要な場合があります。この協議会は年2回しか開催されませんので、対応が遅れることで紛争状況が進んでしまう可能性もあります。そのため、基本的には事務局と会長・副会長で迅速に対応できるものは進める形を取っています。</p> <p>この全体の流れについて、ご質問やご意見を自由にいただければと思います。細かい点でも構いませんので、気になったことがあればぜひお願いします。</p>
中村副会長	<p>いくつか質問と提案があります。1つ目は、このフローを運用するにあたっての組織的な問題ですが、要綱やガイドラインを作る必要はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回のフロー作成に際し、特別に要綱を定める必要はないと考えております。あくまで区として障害者差別解消に関する相談を受け付け、その後の対応において協議会を活用することは国としても示されているものであり、このフロー作成のためだけに新たな要綱を定める必要はないと考えています。</p>
中村副会長	<p>では、このフローどおりに運用するための決まり事のようなものは不要ということでしょうか。</p>
事務局	<p>このフローに基づいて運用することに関する新たな要綱の制定は、特に想定しておりません。</p>

中村副会長	<p>次に、ホームページへの掲載内容と、相談者への検討結果フィードバックについてです。これらについてガイドラインのようなものがあると良いのではないかと思います。</p> <p>ホームページに掲載する情報と、相談者へ伝える検討結果の内容は異なるべきだと思います。近藤会長の説明にもあったとおり、匿名性の確保など、どの点に配慮して掲載するか、また相談者へ結果を伝える際にはどのような点に配慮するかといった手引きがあると良いのではないかと考えました。</p>
近藤会長	<p>おっしゃるとおりだと思います。ホームページへの掲載については「匿名性を担保して掲載する」といった程度しか示していなかったと思いますので、匿名性以外にも、どのような点に配慮するのか、また結果をフィードバックする際にはどのように行うのかといった情報が、相談者の方にも公開されていると、より安心して相談していただけるのではないかと思います。</p> <p>また、情報公開のためのホームページ掲載に関するガイドラインを今後整備していくことは、重要なご指摘だと感じています。ありがとうございます。</p> <p>要綱についてですが、事務局がおっしゃっていたのは、おそらく内閣府のガイドラインのことだと思います。内閣府側に情報公開についてのガイドラインがあったかどうか、私も記憶が曖昧なため確認したいと思います。もし存在するようであれば、それを参考にしながら、この協議会で議論し、品川区としての公開ガイドラインをつくる方向で検討できればと考えています。</p>
中村副会長	<p>提案の一つですが、相談者の方に広く相談していただくためには、受付窓口を開きやすくしておく必要があると思います。</p> <p>そうすると、相談の方法についても検討が必要ではないかと考えています。例えば、電話での受付も方法の一つでしょうし、相談申請書のようなひな形を用意し、必要事項を記載すれば相談内容がテキストデータとして完成するようなものがあると良いのではないかと思います。</p> <p>また、その相談シートの中に、先ほど話題に上がっていた「希望がある場合には検討結果をホームページに掲載します」などの案内を記載すると、相談窓口としての利用も広がるのではないかと感じました。</p>
近藤会長	<p>ありがとうございます。現在、ウェブページではどのような形で掲載しているか、事務局から補足をお願いします。</p>
事務局	<p>相談事例の検討結果について、現在のウェブ掲載方法ですが、現状では議事録のような形で、相談事例が何件あったかという点のみ公開しています。</p> <p>これは、以前から協議会で議題に上がっていた、どこまでの情報を載せるべきか、掲載することでどの程度の影響があるのか、という点で検討が続いていたため、現在は件数の公開にとどめている状況です。</p>

	<p>また、今回お示ししているフロー図は、過去の協議会で議論された事例対応を整理し、イメージしやすいよう図にしたものであり、先ほど中村副会長からご指摘があったような、ホームページ掲載に伴うガイドラインや運用方法については、これから詰めていく必要があると考えています。その点については、今後、次年度以降の協議会で協議いただければと思います。</p>
近藤会長	<p>ありがとうございます。公開のあり方については、今後ガイドラインを議論していく際に、実際のウェブページなども事務局のみなさまに見せていただきながら、どのような形にしていくかをみなさまと意見交換できればと思います。今後、この流れで進めていきたいと考えています。</p> <p>情報公開に関するガイドラインについては、今後の議題として取り上げたいと思います。</p> <p>また、初期相談対応の方法をもう少し解像度高く整理していく必要があると感じています。</p> <p>以前、この協議会で、虐待防止などさまざまな窓口から情報が寄せられることについて議論し、さまざまな窓口から事務局に情報を受け付けるという方向性を確認しました。また、委員のみなさまのほうで相談を受けた場合には、こちらの事務局へ情報提供いただくことも確認していました。ただ、初期相談対応の方法自体はまだ十分に議論していなかったと思いますので、詳細を詰めていくことが2点目の論点になるかと思います。</p>
G委員	<p>今の対応フロー図の最後の部分に「相談者から承諾書徴取」とありますが、どのような承諾書を取るのか、その内容や形式が決まっているのかが気になっています。どのような承諾を得るものなのか教えていただきたいと思ひまして、個人情報に関わる内容ですか。</p>
近藤会長	<p>そうですね、はい。個人情報に関わる内容です。</p>
G委員	<p>抽象的なことですか。</p>
近藤会長	<p>そうですね。内容としては2点ありますので、説明いたします。1つ目は、個人情報の取り扱いについてです。個人情報は規程に従って適切に取り扱うこと、また文書管理規程に基づいて保存することを明記しています。それから、承諾事項については、差別解消の仕組みではご本人同席で進める形にはしていませんので、その点についても、こういう取り扱いをしますという説明を行う内容になっています。</p> <p>2つ目は、これは初回からお伝えしていることなのですが、この協議会は何が差別で、何が差別ではないかを決める場ではないということです。むしろ、建設的対話のバックアップや理解啓発を進める役割が期待されている協議会であり、不当な差別に当たるかどうかを規範的に判断できるのは、最終的には法廷になります。</p> <p>この協議会が何かを断罪する場ではないという点を、相談受付の段階でも説明していると思ひますが、それが文書として明確に示されていること</p>

	<p>で、相談者の方に対してフェアになると考え、承諾書の中でも説明することにしていきます。</p> <p>ですので、この承諾書で何か大きな負担を求めているわけではなく、主に個人情報の扱い方と、この協議会での取り扱い方について説明し、その上でこの後のプロセスに進んでいただくためのものとなっています。</p>
G委員	<p>はい、分かりました。相談者の受付段階で、その相談の趣旨や、どこまでの対応ができるのか、相談者が期待することがある場合には、それをきちんと理解していただくことが必要だと感じたため、発言しました。</p> <p>つまり、相談受付の段階で、この相談はこういうもので、相談事例の結論として何かを判断するものではありませんという点をしっかり説明していただければ、最後に承諾書を取ることもつながりが見えやすいのではないかと思います。相談者の立場で考えると、そこが気になりましたので発言しました。</p>
近藤会長	<p>ありがとうございます。確かに、説明を行うタイミングの問題ということだと思います。</p> <p>私たちとして重視していたのは、本日後半にも行いますが、非公開の場で事例検討を行うため、個人情報を丁寧に取り扱いますという約束を文書で交わす必要があるという点でした。相談者から「事例検討に出してください」と求められた場合に、この承諾書をいただく流れにしていますが、初期相談対応の段階で、ここはどういう場なのかを事前に説明したほうがよいのではないかと、というご意見だと理解しましたが、その認識でよろしいでしょうか。</p>
G委員	<p>はい、その趣旨です。相談者の気持ちになって考えると、はじめの段階できちんと説明し、納得していただいたほうが良いのではないかと思います。</p>
近藤会長	<p>ありがとうございます。では、この点についてみなさまと議論できればと思います。非常に重要なご指摘だと感じています。</p> <p>実際の運用としては、最初に相談がある場合、「事業者からこう言われたのですが、どうしたらよいでしょうか」というようなご相談が事務局に寄せられるケースが多いのが現状です。</p> <p>その際、専門的な判断が必要というよりも、まずその状況はどういう状態なのかを確認するため、事務局が事業者へすぐに連絡をしたり、訪問したりして状況を把握しています。</p> <p>ただ、その時点で「この窓口はこういう役割で、これ以上のことはできません」といった限界の説明までは行っておらず、事業者とのやり取りを進めるのが現場の実情です。</p> <p>一方で、この窓口の役割を最初に説明することには一定の意義があると思いますが、メリットとデメリットがあります。</p> <p>まず、メリットとして、相談者が窓口の位置づけを正しく理解できるという点です。</p>

	<p>例えば、「不当な差別だと判断して処分してほしい」というような期待を持って来られた場合、この協議会はそうした判断を行う場ではないという限界を、文書も含めて先に明確に示すのは公平な対応であると言えます。</p> <p>一方、デメリットとして、相談者の多くは辛い思いを抱えて来られるため、最初に限界の説明から入ると「先に線引きされた」と感じ、心理的に敷居を高くしてしまう懸念があります。まずは話を受け止め、動けるところは動く、という姿勢も重要だと思います。</p> <p>この点について、委員のみなさまはいかがでしょう。普段から類似の相談に対応しておられる方で、「こういう対応をしています」というご意見もあれば、ぜひ伺いたいと思います。</p>
G委員	<p>私としては、まずは相談者のお気持ちを受け止めて丁寧にお話を伺うことが必要だと、常に思っています。それは前提としてあります。</p> <p>ただ、そのうえで、どのタイミングかは別として、相談を聞く過程の中で制度の説明をしておくほうがよいのではないかと、という趣旨で申し上げます。説明が不十分で申し訳ありません。</p>
近藤会長	<p>ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。現在は、事例検討に進むタイミングで説明する形になっていますが、もっと早い段階で説明したほうが良い場合もあるというご指摘は、ごもっともだと感じました。</p> <p>この点は丁寧に検討する必要があると思います。どの時点で説明するのが適切か、また、早める場合には事務局がどのような基準で判断するかなど、一定の原案が必要だと思いますので、次回に向けて検討したいと思います。</p> <p>検討の参考とするために、他の委員のみなさまからも「このタイミングが良いのでは」というご意見があれば、ぜひいただきたいと思います。</p>
E委員	<p>途中の段階で、最初でなくてもよいのではないかと、確かにそうだと思います。</p> <p>この図でいくと、「相談に対する対応の要否」で協議会対応と事務局対応に分かれるところがありますが、この段階で一度、承諾書の内容について説明しておくほうがよいのではないかと考えます。承諾書の取得は最後でも良いと思いますが、前もって説明しておかないと、対応が終結してから承諾書を願うのは、やはり遅いように思います。</p> <p>また、先ほど「協議会は年2回しか開催されないため、迅速対応が必要」というお話もありましたが、そうした迅速対応とのタイミングがどうなるのか、その点がまだよく分かりません。</p> <p>いずれにしても、対応終結前にどこかの段階で説明しておかないと、終結後に「そんなつもりではなかった」と相談者から言われてしまう可能性があるため、対応を検討したほうがよいと感じています。</p>
近藤会長	<p>ありがとうございます。一旦お話を伺った後、対応の要否の判断を行い、</p>

	<p>迅速対応を終えるまでの段階の中で説明を行うべき、というご意見ですね。ありがとうございます。確かに、そのような運用も可能だと感じました。ありがとうございます。</p> <p>それでは、この流れで今後まず運用を進めさせていただきます。そのうえで、承諾書を取得するタイミングについては、一度原案を作成し、協議会で再度ご承認をいただく形にしたいと思います。ただし、原案作成から協議会での承認までには一定の時間を要するため、それまでは現行の運用方式で進めさせていただければと思います。</p>
--	--

(3) 障害者差別解消法ハンドブックの改訂にあたって

近藤会長	<p>続きまして、議事3「障害者差別解消法ハンドブックの改訂について」に移ります。こちらについて、事務局から資料3の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>資料3について説明させていただきます。参考資料2としてお配りした「みんなが一緒に暮らせるまちへ 品川区障害者差別解消法ハンドブック第4版・概要版」ですが、こちらは令和3年の法改正を受けて、前の版から改訂したものになります。</p> <p>現行版は作成から4年が経過していること、また改正法が令和6年4月に施行されてから1年以上が経過し、事業者から「合理的配慮をどのように提供すればよいのか」「望ましい対応は何か」といった問い合わせが増えてきていることから、今回改訂を行いたいと考えております。</p> <p>改訂にあたっては、区民や区内事業者のみなさまに対して、法の周知・理解・啓発をさらに進めていきたいと考えており、協議会の委員のみなさまから、合理的配慮や建設的対話に関する具体的な対応事例、好事例などをご提供いただき、専門的なご意見も伺いたいと思います。そのため、今後アンケートを実施する予定です。</p> <p>アンケートと改訂作業のスケジュールについては、資料の項番2「今後のスケジュール」に示したとおりです。</p> <p>協議会后、2月下旬から3月中旬にかけてアンケートを実施し、4月上旬から5月上旬の1か月間で集計し、みなさまへ結果を共有する予定です。</p> <p>その意見を踏まえ、8月下旬から9月上旬に開催される第1回協議会で、原案をご覧いただけるような形で資料を作成する予定です。</p> <p>9月中旬から11月上旬にかけて、第1回協議会にていただいたご意見をもとに修正し、最終確認をいただければと考えています。</p> <p>そして、その年度の最後に開催される第2回協議会で、完成版を共有するというスケジュールを想定しております。</p> <p>改訂にあたって、ハンドブックの改訂内容について説明いたします。現行のハンドブック（第4版）は、A4縦16ページのフルカラー印刷となっています。内容としては、法の概要、社会的障壁の説明、不当な差別的取扱い、合理的配慮の提供事例、障害の特性、相談窓口などが掲載されています。</p> <p>概要版についてもA4縦で、こちらは4ページのフルカラー印刷です。概要</p>

	<p>版は第4版から障害の特性部分を除き、内容を簡略化したものとなっています。</p> <p>主な配布場所は、先ほど申し上げたとおり、区役所内の窓口、各地域センター、区立施設などです。そのほか、各種イベントでも配布しています。改訂案としては、構成や配布場所は現行と同様を予定しています。</p> <p>したがって、アンケートでは「掲載する事例の内容」や「こういった内容を追加したほうがよい」などのご意見を伺いたいと考えています。</p>
近藤会長	<p>ご説明ありがとうございます。ただいまの内容について、ご意見・ご質問をいただければと思います。いかがでしょうか。</p>
B委員	<p>相談窓口の掲載について質問です。先日作成したものには内閣府や都の窓口が掲載されていますが、区が作成したものには区の窓口しか載っていません。この違いは何か意図があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>ご質問ありがとうございます。特に意図があるというよりは、前回作成した時点では掲載できなかったという事情があります。内閣府の窓口などは令和6年頃から施行窓口として開始されたため、原稿作成段階では情報がなく掲載できませんでした。</p> <p>掲載がなかったという状況ですので、今後改訂する際には掲載できるようになります。</p>
B委員	<p>よろしくお願ひします。</p>
近藤会長	<p>ありがとうございます。先ほど配布した事務局作成の資料の裏面には複数の相談窓口が掲載されているというご指摘でしたが、こちらについては、たしかに「つなぐ窓口」など比較的新しい窓口もあり、数年前から動き始めたものですので、改訂時に掲載できればよいと思います。ご意見ありがとうございます。</p> <p>ほかにご意見はありますか。アンケートにてみなさまから事例を募集する予定ですので、「こういう事例を載せるべきではないか」というご意見も含め、ぜひお寄せいただければと思います。</p> <p>パンフレット全体の構成については、相談窓口の拡充についてご意見をいただきましたのでそのアップデートは必要かなと思います。</p>
B委員	<p>提案です。立川市で製作された障害のある人が街で生きているという、少しコミカルな動画があります。ご覧になったことはないと思うので、ぜひ今日お帰りになったら検索してみてください。</p> <p>日常の些細な出来事を、俳優さんを使ってドラマ仕立てにした動画で、読み物のパンフレットよりも気軽に内容を理解しやすいと思います。もちろんパンフレットも必要ですが、動画の作成も検討していただけたらと思います。予算の問題もあるかもしれませんが、子どもにはアニメーションのほうが届きやすいので、アニメや動画の活用も検討いただけたらよいのではないかと感じました。</p>

<p>近藤会長</p>	<p>ありがとうございます。こちらですね、今私も手元で確認していますが、「バリアフルライフ」というタイトルの短編映画のようです。立川市が制作したもので、「難病克服支援 MBT映画祭 2021 最優秀賞受賞」とあります。これはぜひみなさまにも見ていただければと思います。</p> <p>こうした映像作品を制作されている方が品川区内にいらっしゃるのか、また障害に関心を持って活動している表現者の方がいらっしゃるのかなど、ぜひ探してみたいと思います。</p> <p>もし委員のみなさまのお知り合いにそういった方がいらしたら、ご紹介いただければ大変ありがたいです。</p> <p>「バリアフルライフ」ですね。みなさま、YouTubeで視聴できるようなので、ぜひご覧いただければと思います。</p> <p>アニメーションなどのご提案もいただきましたが、確かに動画やアニメという形での発信も可能性があると思います。ありがとうございます。今後検討できればと思います。</p> <p>ほかにご意見はいかがでしょうか。シナモロールをもっと前面に押し出してほしい、というようなご意見でも構いません。どんな小さな点でも結構です。</p> <p>アンケートはみなさまに配布しますので、事例についてはそちらでもぜひご意見をお寄せください。</p> <p>それから、配布部数についての説明が先ほどあったか確認したいのですが、かなり多く配布されていると伺いました。</p>
<p>事務局</p>	<p>お配りした冊子の概要版については、毎年度およそ1万部作成し、すべて配布しきる形になっています。窓口やイベント、民生委員さんを通じた配布など、さまざまな場面で配っており、最終的には年間で約1万部が出回る状況です。</p>
<p>近藤会長</p>	<p>ありがとうございます。1万部が配布されているというのは非常に大きなことだと思います。そこに掲載される事例は、相談者の方が「こういうことを相談しても大丈夫だ」と感じられるきっかけにもなる大切な内容だと思いますので、どのような事例を載せるべきか、アンケートでぜひ幅広く意見をいただければと思います。</p> <p>この内容は、第1回・第2回の協議会でみなさまと議論しながら進めていくこととなります。アンケートではぜひ多くのご意見をお寄せいただければと思います。よろしく願いいたします。</p>
<p>中村副会長</p>	<p>2点ございます。1点目は、広告媒体の多面的な展開についてです。これは非常に賛成です。</p> <p>私がいつも感じるのは、何を伝えるかと同時に、どのように伝えるかが極めて重要だということです。いくら立派な内容であっても、目に触れなかったり、難しく理解しづらかったりすると、結局伝わりません。</p> <p>そうした意味で、動画やアニメーション、漫画など、多様な表現・媒体を活用していくことは大変良いと思います。もちろん予算には限りがあるとは思いますが、方向性としては賛成です。これが1点目です。</p>

	<p>2点目は、少し大胆な提案ですが、パンフレットの構成についてです。パンフレットを作成する際に、最終ページを1ページ目に持ってきてほしいという提案です。</p> <p>今、みなさまがこのパンフレットをご覧になる際、まず最初に1ページ目を開くと思います。そのとき、「差別解消法とは」という大上段の説明が冒頭に来てしまっています。</p> <p>しかし、このパンフレットを手取る方は、何か相談したいことがある方、あるいは困難な状況に直面している方が多いのではないかと思います。そうすると、最初に知りたいのはどのような相談方法・窓口があるのかという情報ではないでしょうか。</p> <p>ところが現状では、最終ページまで行かないと相談窓口が出てきません。むしろ、最初のページに相談窓口の紹介があり、その後ヘルプマークの説明、さらに障害に関する説明が続き、最後に「差別解消法とは」といった法律の概説が来る、という逆構成でもよいのではないかと考えました。</p> <p>興味を持つ方は最終ページまで読み進め、そこで初めて「こういう法律なのか」と理解すればよいのではないかと思います。</p> <p>実際、1ページ目が「～法とは」という始まりですと、私自身弁護士ではありますが、少し身構えてしまうというか、距離を感じてしまうところがあります。</p> <p>そのため、私がパンフレットを拝見する際は、最終ページを前に持ってきて構成を見直してみてもどうか、という提案をすることが多くあります。</p>
近藤会長	<p>ありがとうございます。おっしゃるように、そのほうがメッセージが伝わりやすく、相談してくださいという意図も前面に出るように思います。今後パターンができてきた段階で、構成の見直しも検討していければと思います。</p> <p>理想的には、どの窓口をノックしても、差別に関する情報がきちんとこの協議会に集まり、理解啓発やあっせん調整などの取組みにつながるような仕組みになることだと考えています。そのためにも、相談窓口を目立つ形で示しつつ、他の情報も並行して示すような構成は有効かと思います。ありがとうございます。</p> <p>後ほど思いついたことがあれば、アンケートにてご意見をいただければと思います。よろしくお願いします。</p>

(4) 事例検討

相談事例がなかったため、事例検討なし

(5) 総評・その他

近藤会長	ここで中村副会長のほうから、全体通じて何かございましたらお願いいたします。
中村副会長	次年度の活動方針としては、イベントへの参加が増えそうだということで、みなさまで参加していくことが一つあります。また、パンフレットの改訂作業もありますので、次年度は広く広報活動を行っていくという方針になるのではないかと思います。 みなさまで協力しながら、楽しんで取り組んでいければと思います。
近藤会長	ありがとうございます。差別事案について、これはどうだろうと感じるものがあれば、ぜひ引き続きお寄せいただければと思います。それによって、協議会のメンバーが不当な差別をなくし、合理的配慮を広げていくためにどうしていくべきか、理解や認識を深めていけると考えております。今後もこのような形で、さまざまな意見交換を続けていければと思います。

3 閉会

○事務局 挨拶